

位輔正扈從、鳳輦欲入西門之間、主上以藏人頭齊信朝臣先被啓也、復命之後入鳳輦、於中門外下給也、於御簾中有拜觀禮、外人不敢見、院被供御膳、大納言道賴爲陪膳、侍從益供、不召諸卿於御前、黃昏賜諸卿以下祿有差、秉燭還宮。

〔續世繼子日〕萬壽四年正月には、上東門院○彰にとしのはじめのみゆき○後一條ありて、朝覲の御はいせさせたまひきつねのところよりも、御すまひありさまいとはえぐしく、からゑなをのやうに、山のいろ水のみどり、こだちたていしなをいとおもしろきに、くらゐにかたがへる色々の衣の袖、近衛司のひらやなぐひひらをなせめもあやなるに、きぬのいろまじはれるうちより、からまひ、こまの舞人、左右かたぐ袖ふるほせなを、所にはえておもしろしなをも、ことばもおよばずなん侍りける。

〔左經記〕長元七年十二月廿一日丁丑、入夜參内、○略中頭權辨語云、正月二日、可有上東門院○彰子母后行幸○後一條也、年來公卿以下饗、本院被儲云々、而自明年准故東三條院○詔例、永可令諸司調備件饗之由、有宣旨、殿上帶刀侍者等饗、從院可被仰後院、是依非公事、内々可被仰之由有議也云々、又祿料絹百疋、院依被申請、自家被渡云々、

〔日本紀略十後一條〕長元八年正月二日丁亥、天皇行幸上東門院○彰子母后

〔續世繼初春〕又正月二日、○長曆二年、上東門朝院、觀朱雀のみゆきありて、いづくと申ながら、猶この院のけしきありさまの、山の嵐よろづ世よばふ聲をつたへ、池のみづもちとせのかげをすまして、まちとりたてまつり給き、先帝○後一條かくれさせ給へれども、かくうちつゝきておはします、二代の國母と申もやんごとなし、

〔十三代要略白河〕承暦元年正月十一日、行幸左大臣東三條第、觀祖母陽明門院○母后禎子朱雀

〔中右記〕康和四年正月二日戊午、未刻許參内、今日依朝觀、有行幸○堀法皇河○白御所、○中抑今夕欲